

## 任意継続組合員になられる方へ

令和5年10月から任意継続掛金の  
振込手数料が **有料** となります

共済組合指定の納付書を使用した八十二銀行からの「任意継続掛金」等の振込手数料が、令和5年10月1日から有料となります。

掛金の払込方法については、「年払い」、「半年払い」、「月払い」の3通りお選びいただけますが、**振込手数料の負担の少ない「年払い」をお勧めします。**

### ○振込手数料(八十二銀行からの振込)

- ・ 3万円未満の払込 330円
- ・ 3万円以上の払込 550円

- ・ 年度途中での払込方法の変更は原則できません
- ・ 年払い等により掛金を前納した後、任意継続組合員の期間途中で就職等で健康保険へ加入した場合や、国民健康保険に加入する場合は、未経過期間に係る掛金をお返しします